

【給付金】

申請書の種類	受付からお支払いまでの目安	お届けするもの	お届け先
傷病手当金支給申請書	受付日から10営業日 ※ 土日・祝日・年末年始などを除く	支給決定通知書 (東京から発送) ※ 振込予定日の前営業日に 発送します。 不支給となった場合は、不支給 通知書をお送りします。	被保険者のご自宅 被保険者が亡くなられた後の申 請分については申請者(相続人 等)のご自宅
出産手当金支給申請書			
出産育児一時金支給申請書 (日本国内で出産された場合)			
埋葬料(費)支給申請書			
高額療養費支給申請書	受診月から3カ月以上		
療養費 支給申請書 (立替払等)(治療用装具)	1カ月程度		

- ・申請内容に不備等が無かった場合の目安となります。
- ・申請内容に不備等がある場合は、申請書をお返しいたします。
なお、お電話で提出中の申請書の不備等の確認は行っておりませんのでご了承ください。
- ・再提出いただいた場合は、再提出受付日から、さらに上記日数を要しますのでご注意ください。
- ・支給金額については、機密性が高い情報となるため、ご本人様であっても電話による回答はできかねます。ご了承ください。
- ・電子申請ですと、申請後の審査状況(受付、審査中、審査完了、返戻)をご自身で確認ができますので便利です。

【資格確認書など】

申請書の種類	受付からお届け(到着)までの目安 (※ 東京からの発送です)	お届けするもの	お届け先
資格確認書交付申請書	1週間～10日	資格確認書	事業所加入者:事業所 任意継続加入者:被保険者のご自宅
資格情報のお知らせ交付申請書	1週間～10日	資格情報のお知らせ	被保険者のご自宅
限度額適用認定申請書	1週間～10日	限度額適用認定証	被保険者のご自宅 またはご指定の送付希望先
限度額適用・標準負担額 減額認定申請書	1週間～10日	限度額適用・標準負担額減額認定証	被保険者のご自宅 またはご指定の送付希望先
特定疾病療養受療証 交付申請書	1週間～10日	特定疾病療養受療証	被保険者のご自宅 またはご指定の送付希望先
高齢受給者証再交付申請書	1週間～10日	高齢受給者証	事業所加入者:事業所 任意継続加入者:被保険者のご自宅

【新たに資格取得・扶養認定された場合】※任意継続を除く

資格取得届 被扶養者(異動)届 ※日本年金機構へ提出のもの	日本年金機構の処理日から2営業日後に発送します。 協会けんぽへのお問い合わせの前に、資格取得届等の処理状況を日本年金機構へお問い合わせください。	・資格情報のお知らせ ・高齢受給者証(70歳以上の方) ・資格確認書 (「発行が必要」欄にチェックをされている場合)	事業所
-------------------------------------	---	--	-----

- ・申請内容に不備等が無かった場合の目安となります。
- ・申請内容に不備等がある場合は、申請書をお返しいたします。
なお、お電話で提出中の申請書の不備等の確認は行っておりませんのでご了承ください。
- ・再提出いただいた場合は、再提出受付日から、さらに上記日数を要しますのでご注意ください。

【任意継続】

申請書の種類		受付からお届け(到着)までの目安 (※ 東京からの発送です)	お届けするもの	お届け先
資格取得申出書	退職証明あり	10日程度	資格情報のお知らせ、納付書など	被保険者のご自宅
	退職証明なし	日本年金機構にて資格喪失処理が完了後、10日程度		
被扶養者(異動)届		10日程度	資格情報のお知らせなど	被保険者のご自宅
資格喪失申出書	再就職等の場合	1週間～10日	資格喪失通知書 還付請求書(該当する時に限る)	被保険者のご自宅
	申出による場合	提出日の月末頃に到着 (提出日が下旬の場合は受付から10日程度)	資格喪失通知書	

【以下の理由により資格喪失する場合】			
期間満了(2年)	資格喪失予定日の前日までに到着 (資格喪失予定日の6営業日前の日に発送します)	資格喪失通知書	被保険者のご自宅
保険料未納	納付期限の日から2週間程度		

- ・申請内容に不備等が無かった場合の目安となります。
- ・申請内容に不備等がある場合は、申請書をお返しいたします。
なお、お電話で提出中の申請書の不備等の確認は行っておりませんのでご了承ください。
- ・再提出いただいた場合は、再提出受付日から、さらに上記日数を要しますのでご注意ください。
- ・被扶養者認定にかかる収入確認について、マイナンバー連携による情報照会や添付書類等で収入確認ができない場合は、申請書をお返しいたします。
- ・任意継続での資格確認書が必要な場合は「資格確認書交付申請書」のご提出が必要です。
(在職時に資格確認書が交付されていた方も任意継続での交付申請があらためて必要です)